

平成28年9月議会

決算特別委員会委員長報告

(議案審査)

平成28年10月5日

本 会 議

決算特別委員会より、本委員会に付託されました議案11件の審査の経過と結果について主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、認第1号「平成27年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

初めに、歳入関係で「1款1項の市民税の不納欠損の内訳を伺う。」という質疑があり、これに対して、「不納欠損額は全体で8,600万円余あり、その内4,900万円程が、財産あるいは所在不明等の理由により、5年の時効を迎える前に判断をし、不納欠損の処理を行ったものである。」という答弁がありました。

次に、「17款1項2目ふるさと応援寄附金について市民による寄付額とその人数について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「ふるさと応援寄附金全体で1億9千万円余の収入があり、その内284万3千円が本市の市民80人からの寄附によるものである。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で「2款1項6目中、国際交流事業費について、過去2年における藤枝市民が楊州市へ訪問した実績及び今後の交流の在り方についての考えも伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市で把握している人数は、平成26年度は13人、平成27年度は7人が楊州市を訪れている。今後、補助制度の周知と合わせ、文化団体や産業団体等の市民レベルでの交流促進に向けた取り組みを行う。また、産業交流については、現地で本市の魅力や特産品をPRして海外からの観光客(インバウンド)の獲得を促進し、地域経済の活性化につなげていきたい。」という答弁がありました。

次に、「2款1項9目中 戦略広報推進費について、SNSから、ホームページへ誘導する工夫や、開催中のイベントのお知らせや予告などもっと発信するべきと考えるがいかがか。」という質疑があり、

これに対して「例えば、フェイスブックに掲載した情報の最後に『詳しい情報はこちらへ』と、公式ホームページへ誘導するなど、SNSとホームページをリンクさせるなどしている。また、SNSによるタイムリーな情報は、今後、一層の活用について考えていく。」という答弁がありました。

次に、「2款1項11目中、大学連携事業について、市主催イベントへの学生のボランティア参加など、学生の自主的協力が伴うような連携が、本来の姿だと思うがどう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して「例えば、常葉大学の看護学生が市立病院で実習研修を行うことや、女子学生による『ふじえだガールズミーティング』への参加など実態が伴った連携となるよう取り組んでいく。」という答弁がありました。

次に、「3款1項1目中 民生委員の活動について、昨年8月にまとめた『民生委員・児童委員の活動環境改善のための報告書』の効果を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「効果の一例としては、報告書の中で民生委員・児童委員自らが自治会に対して、改選時の継続又は退任の意向を早い段階で伝えることとしたため、次期民生委員・児童委員の円滑な推薦につなげることができた。」という答弁がありました。

次に、「4款2項2目中、中小企業エコ活動支援事業費について、エコアクション21の更新の実態を伺う。」という質疑があり、

これに対して「平成26年度にエコアクション21認証を8つの事業所が更新しなかったため平成27年度から新規登録に加え、更新の際の登録費用も補助の対象としたところ、未更新の事業所が1事業所に減少した。今後も、より多くの事業所がその取得及び更新をできるよう支援していく。」という答弁がありました。

次に、「6款1項4目 農山村振興費中、空き家バンク推進事業費について、不用額が生じた理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「ほとんどの入居世帯が、多額の費用をかけずに家屋の改修ができたため、改修費用にかかる補助金が不用額として残ったものである。」という答弁がありました。

次に「7款1項2目中、藤枝型買い物支援サービス応援事業費について予算額の3分の1が不用額として残った理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して「エントリーした商店街や業者が上限枠までの補助額を要せずに事業実施したため不用額が生じた。」という答弁がありました。

次に、「8款5項1目中、自主運行バス等運行事業費について家の前まで迎えに来てくれるエリア型乗り合いタクシーと、バス停まで行かなければならないバス停型乗り合いタクシーがあるが、地域格差が生じているのではないか。」という質疑があり、

これに対して、「乗り合いタクシーの形式の選択は、地域で様々な議論を重ね、目的地や利用形態等を勘案して決定している。今後も地域で議論し、運行方法など地域の実情に応じて柔軟に対応していく。」という答弁がありました。

次に、10款4項3目 公民館費について、「平成27年度から、瀬戸谷と青島北、高洲について地区交流センターに変わったがその成果と増員となった職員の役割について伺う。」という質疑があり、

これに対して「これまでの公民館長と行政センター長を、地区交流センター長に一本化したことで、指揮、命令系統が統一され、解りやすい組織になった。交流センター長は、自治会や町内会などの地域と行政とのパイプ役として、自治会や町内会の取りまとめや本庁との連携などの役割を担い、一方、自治会からの推薦で配置される『地域活動推進主任』については、公民館活動や地域コミュニティづくりを主な業務として取り組んでいる。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号「平成27年度 藤枝市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より「不納欠損の内容と回収対策について伺う。」という質疑があり、

これに対して「平成27年度の不納欠損額は、2,122件で1億3,776万1,270円、内訳としては5年の時効で処分したものが7,353万54円、時効を待たずに執行停止から3年経過によるものが6,233万9,316円、即時欠損は、189万1,900円である。滞納者に対しては、督促状や、催促書の送付のほか、面談をする中での分納による対応や差し押さえ等を行っている。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号「平成27年度 藤枝市 簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より「簡易水道の配水施設が老朽化していることから、今後の取り組みについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「殿西ノ平は昭和38年の施設であり老朽化対策が必要だと考える。また、効率のよい運営という観点から、殿西ノ平と朝比奈中央の施設の集約について、水源の水量、安定供給、安全性等を考慮し検討していく。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号「平成27年度 藤枝市 土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「財産売り払い収入の件数と面積、金額を伺う。」という質疑があり、

これに対して「一つが教育会館用地で、31.98㎡、金額は240万8,112円である。もう一つは岡部宿内野本陣用地で、2,184.36㎡、金額は3,870万8千円である。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号「平成27年度 藤枝市 公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」及び認第6号「平成27年度 藤枝市 駐車場事業 特別会計 歳入歳出決算の認定について」並びに認第7号「平成27年度 藤枝市 農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

三案とも質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号「平成27年度 藤枝市 介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「不納欠損の内容と回収対策について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成27年度の不納欠損の状況は、金額では、1,559万7,450円、件数は3,286件、人数は339人である。主な理由としては生活困窮により時効に至ったものなどである。滞納整理については督促状や催告書を送付するとともに、電話催促を11月と2月に行い、その後戸別訪問も行った。困難な案件については、債権回収対策室へ14件移管した。あわせて、介護福祉課として差し押さえの予告を2件行った。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号「平成27年度 藤枝市 後期高齢者医療 特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「不納欠損の内容と回収対策について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成27年度の不納欠損の状況は、22人で35万700円である。主な理由としては生活困窮である。滞納整理については、督促状や催告書の送付のほか、状況により、執行停止や差し押さえ等を行っている。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、初めに、「後期高齢者医療制度は8年が経過し、保険料特例軽減を初めとして、様々な手直しが行われて、辛うじてもっている制度である。保険制度は、基本的に、多くの加入者から少数の保証者を支えるものであり、加入者のほとんどが対象となるこの制度は成り立たない性格をもっていると考え、反対する。」という討論がありました。

次に、「本特別会計は、静岡県後期高齢者医療広域連合議会で決定した保険料を広域連合が賦課し、本市で徴収し広域連合へ納付するための会計であり、その処理の上で何の問題もない。また、本市における平成27年度の保険料収納率は99.08%と高い水準にあり、これは制度が定着し、加入者の理解を得られていることの結果であると考え。現在の後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の一翼を担う制度として、75歳以上の者が加入し、その医療費から窓口負担を除いた保険給付費を現役世代4割・公費5割の負担割合で世代間の相互扶助により安定した保険財政の継続を目指している。

一方、所得状況による保険料の軽減制度や、さらに現役並み所得者以外の者の窓口負担を1割にするなど高齢者の負担には十分配慮されていると考える。この医療保険制度が、将来にわたって安定的に持続されることは、高齢者のみならず、現役世代の人生設計の上でも重要である。今後も市と広域連合とは十分な連携を図り、適正な運営が行われることを求めて賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号「平成27年度 藤枝市 病院事業会計決算の認定について」、申し上げます。

初めに、「病院の医師、看護師の確保については、以前、事業管理者が、修学金に頼らずに確保していきたいと述べたが、現在の考えはどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「修学金は医学部の学生や看護学校の学生に貸し出すものであるが、借りた年数分だけ病院で働いてもらうことがルールとなっている。当院に就職しない場合はもちろん、病院に就職しても、規程の年数を在籍しない場合には返還していただくが、医師に関してはこれまではほとんど例はない。看護師も年に1人か2人いる程度である。

市立総合病院は、医師については、救急センターができたことや、がんに強い病院というメッセージを発信しているため、今年の臨床研修医採用試験には16人の枠に対して、26人の応募があった。その中で修学金を借りている学生は3人だけである。救急センターなど当院の魅力が認知されつつある証と評価している。看護師については、近隣病院の修学金状況も考慮すると、すぐに修学金制度の撤廃はできないが、将来的にはそうした病院の魅力により看護師を確保していきたい。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、初めに「病院給食の民間委託についての一連の経過、執行部の答弁を含め納得するものではない。その理由として、1つめは、病院給食は医療の一環として極めて重要にもかかわらず、市民へ周知せず秘密裏にことが行われてきたこと。2つめは、その後の資料の提供も含め、きわめて情報開示に問題があり、詳細な検討が行われたことが、全く示されていないこと。3つめは、職員の不足は病院の怠慢であること。よって、決算認定は賛成できないので反対する。」という討論がありました。

次に、「平成27年度、藤枝市立総合病院では4月に念願であった救急センターが稼働を始めた。また、脳神経外科も本格的な再開をはたすことができ、本圏域での急性期医療を担う体制強化が進められ、6月には最新の放射線治療装置の導入によるがん治療を開始し、本医療圏唯一の「地域がん診療連携拠点病院」としての、機能強化が進められたことを大いに評価するところである。こうした医療活動により、診療収益は入院・外来を併せて140億円を超えるものとなった。今回、反対者は病院給食に対して数々の資料を作成し、数字等を見せてもらったが、全部適用内での運営をしている所の内部資料と考える。最終的に病院側が、現場の実情、現場の実態・現場の声を聞いて、28年度に業務委託に向けて、進んだものと認識している。決算書における数字の違いは無いものと思う。

よって、平成27年度藤枝市立病院事業会計決算は、こうした事業推進のもとで適切に予算執行が行われ、2,590万円余りの単年度黒字を計上したものと思っている。全国的に公立病院の経営悪化が叫ばれる中、3年連続の黒字決算はまさに評価に値するものであり、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第11号「平成27年度 藤枝市 水道事業会計 決算の認定について」、申し上げます。

一委員より「配水管等の耐震化の実施状況を伺う。」という質疑があり、これに対して「平成27年度末での施工状況は、162.5km、管路全体の18.7%となっている。その内、平成27年度は11.7kmを施工した。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

なお、平成27年度決算にあたり、全事業から37事業の抽出を行い、決算調査資料に対する質疑を行い、委員全員の意見が一致するもの21事業の事業評価表を基に市に提言し、一致しなかった事業も含めて決算審査用調書として提言に添付することとしました。この後、議長・副議長にも提言内容を報告し、そのあと、議員各位にも資料を配布しましたので、それぞれの資料をご覧いただき、決算特別委員会の成果と評価いただければ幸いです。

以上、ご報告いたします。